

○茅ヶ崎市病院事業経営審議会規程

令和5年3月31日
病院事業企業管理規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第40号）第5条第3項の規定に基づき設置された茅ヶ崎市病院事業経営審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、茅ヶ崎市病院事業の経営に関する事項につき病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 医療関係団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、事務局病院経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市立病院経営審議会（次項において「旧審議会」という。）の委員である者は、この規程の施行の日（次項において「施行日」という。）に、第3条第1項の規定により、審議会の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和6年6月30日までとする。

3 この規程の施行の際現に旧審議会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名された者は、それぞれ、施行日に、第4条第1項又は第3項の規定により、審議会の会長として定められ、又は会長の職務を代理する委員として指名された者とみなす。